

参考資料4 権限移譲に関する地域再生計画での提案

旧制度における提案(第1次, 第2次)

管理番号	所管官庁		該当法令等	最終結果
10010030	警察庁	整備計画区域内における一般車両の通行制限に係る権限移譲	道路交通法第4条	C
10010040	警察庁	道路占用・道路使用および河川占用許可権限移譲	道路交通法第77条	C
10010050	警察庁	道路占用・道路使用許可権限を市へ移譲	道路交通法第77条	C
10010510	警察庁	・イベント実施時の管理権限の移譲 ・イベント実施時の許認可事務手続きの簡略化と窓口の一元化	道路交通法第77条	B-1, C
10040070	総務省	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	地方自治法第238条の4、第238条の5	D-1
10040230	総務省	公務員に対する研修制度の見直し(自治体の職員研修所の管理権限を民間に全面的に委譲。自治体の職員研修所の使用対象を民間人にも広げる)。	地方自治法第244条、第244条の2地方公務員法第39条	D-1
10040330	総務省	商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託	・統計法・統計法施行令・各種調査規則等	D-1, T
10040340	総務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。		F
10040350	総務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。		F
10040360	総務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。		F
10040370	総務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。		F
10040390	総務省	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への		F
10040480	総務省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。		F
10040530	総務省	徴税事務の一元化(第一段階として県税と市町村税の地方税を県レベルで一元化し、その後、国税の徴税事務を政令県の事務として移譲する)。	—	C
10040570	総務省	保安四法の地方への権限移譲①(石災法)ーレイアウト新設・変更許認可権	石油コンビナート等災害防止法第5条、第7条、第8条、第11条、第12条及び第13条[総務省、消防庁、経済産業省]	C
10040590	総務省	有線テレビジョン放送施設の設置許可及び変更許可等(総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する)。	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第3条、第6条、第7条、第10条の2、第10条の3、第11条、第24条、第25条、第26条、第27条、第30条の2及び第30条の3	C
10040600	総務省	有線テレビジョン放送事業者の業務の届出等(総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲する)。	有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第12条、第13条、第14条、第15条、第17条の2、第18条、第24条、第26条、第27条及び第32条	C
10040610	総務省	コミュニティ放送局の開設等に関する手続き(電波法に基づく総務大臣の権限を総務省地方総合通信局から政令県に移譲)	電波法令(一部放送法令を含む)	C
10040620	総務省	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲		C
10041460	総務省	○グリーンツーリズムに関わる許認可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路交通法の緩和)○国有林野法の緩和○農地法の緩和○都市との対流事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中	消防法第17条第1項、消防法施行令第32条	T
10042140	総務省	権限移譲: 文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援: 人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。		F
10042470	総務省	選挙執行経費基準法運用の見直し(使途については都道府県、市町村の権限で執行できるよう見直しをする)。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法、地方財政法	C
10043080	総務省	観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対しての規制の大幅な緩和を求める	—	C
10060350	外務省	観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対しての規制の大幅な緩和を求める	①なし ② 外務省設置法第4条第13項	D-1, B-1

10070080	財務省	補助金等の適正化法における目的外使用に係る各省庁の承認事項についての規制緩和又は市町村への権限の委譲	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	C
10070130	財務省	徴税事務の一元化(第一段階として県税と市町村税の地方税を県レベルで一元化し、その後、国税の徴税事務を政令県の事務として移譲する)。	(主なもの)所得税法120、128、法人税法74、77消費税法45、49等	C
10070620	財務省	地ビール、地ワイン等の製造に係る規制緩和・権限移譲	酒税法第7条第2項	C、T
10071490	財務省	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条及び第14条	C
10071510	財務省	認定特定非営利活動法人の認定に係る権限の移譲	租税特別措置法 41の19、66の11の2租税特別措置法施行令 39の22の2	C
10071520	財務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	-	F
10071530	財務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	-	D-1
10071540	財務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	-	F
10071550	財務省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	-	F
10071670	財務省	県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	-	F
10071680	財務省	生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画に係る認定権限を国が全国統一基準を定めた上で政令県に移譲する。また、振興計画の実施状況の報告先を政令県とする。	-	F
10071750	財務省	観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認められた沿岸付近に対しての規制の大幅な緩和を求める	-	F、C
10071820	財務省	租税特別措置法に定める基準に適合した病院として建替えをする場合に認められる特別償却に係る証明事務を政令県に委譲する。公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの用件の証明事務を政令県に委譲	-	C
10080110	文部科学省	私立幼稚園設置認可権の移譲	【権限委譲】地方自治法第252条の17の2第1項【校地・校舎の自己所有要件の緩和】構造改革特別区域基本方針別表1・820(801-2)	D-1、D-2
10080120	文部科学省	学校法人・各種学校設立認可権限の委譲	地方自治法第238条の4	D-1
10080130	文部科学省	学校運営と、学校施設の管理運営権限の分離と、管理運営権限の地域・民間への委譲	【公立学校の管理運営の民間委託】学校教育法第5条	T
10080150	文部科学省	住民参加型の学校運営(教育委員会に属している学校の管理運営権限の一部を住民参加組織の学校運営委員会に付与)	地方教育行政の組織および運営に関する法律第23条第1号	T
10080160	文部科学省	呉地域における官制市場の新調理給食サービスの民間開放(文部科学省の学校給食の衛生基準権限を呉市に移譲。厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を呉市に移譲。防衛施設局内の食事を呉市に外部委託)。	文部科学省「学校給食衛生管理基準」(平成9年4月1日制定、平成15年3月31日一部改訂)のⅦ-1-エ、Ⅷ-4-エ	D-1
10080180	文部科学省	準防火地区における建築基準法の緩和措置の権限委譲と緩和措置の追	-	F
10080190	文部科学省	史跡名勝天然記念物の管理の権限委譲	文化財保護法第99条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項	D-1
10080200	文部科学省	日光杉並木街道遊歩道化実現に向けた日光地区新市への管理委託替	文化財保護法第99条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項	D-1
10080210	文部科学省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	該当する法令、告示、通達等の定めはない。	D-1
10080220	文部科学省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	各研究機関が保有し、かつ公開可能な報告書、論文等をはじめ紹介情報については、各研究機関のホームページで広く一般に公開しているところ。また、つくば市は、市立図書館等公共施設のネットワーク化を推進。	D-1

10080230	文部科学省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	○独立行政法人通則法 第48条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第30条第2項第5号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りではない。2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。○国立大学法人法第35条 独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条から第50条まで、第52条、第53条、第61条及び第63条から第66条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に	D-1
10080240	文部科学省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。	文部科学省において該当する法令、告示、通達等の定めはない。	F
10080250	文部科学省	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、①人材育成費行う財政措置を、②IT技術の分野③大学学科の増設に関する権限委譲	【学部・学科設置・改組を許可制から届出制に緩和】学校教育法第4条、学校教育法施行令第23条、第23条の2【校地面積基準の緩和】大学設置基準第37条、文部科学省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令【校地・校舎の自己所有要件の緩和】構造改革特別区域基本方針別表1・E21(E01-1)【校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業】史跡等総合整備活用推進事業費国庫補助	E
10080730	文部科学省	既存学校施設に対する郡山市の権限を建設業協会郡山支部に移譲	地方自治法、条例等	F
10080850	文部科学省	廃校学校利活用の用途変更(足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の権限移譲)。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項	C
10080860	文部科学省	廃校学校利活用の用途変更(足寄町に、財産の処分の制限に関する承認の権限移譲)。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第14条第1項	C
10081190	文部科学省	公共交通機関が十分でない過疎化が進んだ地域において、自治体が保有するバスを本来業務に支障のない範囲で有効に活用するためのスクールバスの多目的利用の承認権限の委譲・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の「各省各庁の長の承認」について、スクールバスの多目的利用の場合における文部科学大臣の承認権限の都道府県知事への委譲	へき地教育振興法補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条へき地児童生徒援助費等補助金にかかるスクールバス・ボートの住民の利用に関する承認要領(平成8年4月17日文教財第20号教育助成局長裁定)	D-1
10081800	文部科学省	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲		C
10081890	文部科学省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲		D-2
10082230	文部科学省	「特区研究開発校制度」において文部科学大臣の認定を必要とする事項についての地方公共団体への権限委譲	教育職員免許法第3条の2及び第5条	D-1
10082370	文部科学省	1)多摩川下流域小金井市に立地する東京農工大学見られるように、大学での、農林漁業経験、環境保全、看護・介護実践教育課程を充実するために、大学側から、積極的に学生を過疎地に送り出す奨学金制度の設立が必要で、過疎地対策資金などの利用が期待される。財政負担としては年間100人×5年間×100万円/年間=5億円)2)1)を実現するための権限委譲	【単位認可制度】大学設置基準第21条【奨学金】日本育英会法(昭和59年法律第64号)第1条日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。	C, D-1
10082620	文部科学省	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日付文部省生涯学習局長裁定)	C
10082660	文部科学省	観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲、観光に関して必要と認めた沿岸付近に対しての規制の大幅な緩和	日本育英会法(昭和59年法律第64号)第1条 日本育英会は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とする。	C
10090130	厚生労働省	ハローワークの権限・機能を民間に移譲する。	職業安定法第5条、雇用保険法第2条等	C

10090160	厚生労働省	1) 文部科学省の学校給食の衛生基準権限を呉市に移譲する。2) 厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を呉市に移譲する。3) 防衛施設局内の食事を呉市に外部委託する。	・児童福祉施設最低基準第32条第1号及び第5号・保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)	D-2, T
10090170	厚生労働省	児童福祉司、母子指導員、児童指導員、児童自立支援専門員の資格要件である養成学校の指定権限及び養成学校の監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	児童福祉法第11条第1項第1号、児童福祉施設最低基準第28条第1号、第43条第1号、第82条第1号、法施行規則第6条の8	C
10090180	厚生労働省	児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し市町村が処理する事務についての監査権限を政令県に移譲する。	地方自治法第245条の4	C
10090190	厚生労働省	主任児童委員の指名に関する権限を政令県に移譲する。	児童福祉法第12条第2項	C
10090200	厚生労働省	児童福祉法施行令に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	児童福祉法施行令第18条の6	C
10090210	厚生労働省	母子保健法に規定する指定養育医療機関の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	母子保健法第20条第5項、第6項、児童福祉法第21条の9第7項母子保健法施行規則第15条第1号	C
10090220	厚生労働省	児童福祉法に規定する指定養育医療機関(国が開設する病院、診療所又は薬局)の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	児童福祉法第21条の9第4項、第7項児童福祉法施行規則第49条の8第5号	C
10090230	厚生労働省	児童福祉法による指定育成医療機関(厚生労働大臣が指定したもの。)に対する報告徴収及び検査権限を政令県に移譲する。	児童福祉法第21条の4第1項	D-1
10090240	厚生労働省	保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所の措置に要する費用並びに身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設への入所又は通所に要する費用の監査に係る権限を政令県に移譲する。	地方自治法第245条の4	C
10090250	厚生労働省	児童福祉施設の認可権限の移譲	児童福祉法第35条第4項	C
10090270	厚生労働省	福祉用具貸与サービスに係る専門相談員を養成する講習会の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条(平成11年厚生省令第37号)(2) 福祉用具専門相談員指定講習会の指定について(平成11年6月9日老発第437号)	D-1
10090280	厚生労働省	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律に規定する整備計画の認定及び認定事業者の監督権限を政令県に移譲する。	(1) 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年6月30日法律第64号)(2) 租税特別措置法第45条の2	C
10090290	厚生労働省	痴呆介護実務者研修事業の実施を、全国痴呆性高齢者グループホーム協会等に権限委譲することで、研修頻度を高め、研修修了者数を増やし、グループホーム事業の円滑な運営を可能とする。	痴呆介護研修事業の実施について(平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知)	D-1
10090300	厚生労働省	身体障害者福祉法に規定する身体障害福祉司及び知的障害者福祉法に規定する知的障害福祉司の養成施設の指定権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	身体障害者福祉法第12条第4号厚生労働省組織規則第707条第56号知的障害者福祉法第14条第4号厚生労働省組織規則第707条第57号	C
10090310	厚生労働省	身体障害者福祉法、児童福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する更生医療の指定医療機関(国が開設する病院及び診療所)の指定、監督権限を政令県に移譲する。	○身体障害者福祉法第19条の2第1項○児童福祉法第20条第4項○戦傷病者特別援護法第20条第2項	C
10090320	厚生労働省	精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉短期養成施設の指定、監督権限を政令県に移譲する。	○精神保健福祉士法第7条第2号、第3号○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則	C
10090330	厚生労働省	生活保護法に規定する保護施設(政令市及び中核市が設置するもの。)の監督権限を政令県に移譲する。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第二百五十二条の十九第二項第二百五十二条の二十二第二項地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第七十四條の二十九第六項第七十四條の四十九の五第三項生活保護法(昭和25年法律第144号)第四十五条第一項第八十四條の二第一項	C
10090340	厚生労働省	生活保護法に規定する指定医療機関、介護機関(国が開設するもの。)の指定及び監督権限を政令県に移譲する。	生活保護法(昭和25年法律第144号)第四十九条第五十条第二項第五十一条第二項第五十四條の二第四項	D-1, C
10090350	厚生労働省	民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱に関する事務権限を政令県に移譲する。	民生委員法第5条及び第11条	C
10090360	厚生労働省	社会福祉及び介護福祉士法に規定する社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号及び同条第3号厚生労働省組織規則第707条第51号	C
10090370	厚生労働省	社会福祉及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定による指定及び指定を受けた養成施設の監督権限を政令県に移譲する。	社会福祉及び介護福祉士法第39条第1号から第3号まで厚生労働省組織規則第707条第52号	C

10090380	厚生労働省	社会福祉法の規定による、社会福祉主事となるための養成施設及び社会福祉従事者試験の指定並びにその養成施設の監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	社会福祉法第19条第1項第2号及び第3号厚生労働省組織規則第707条第53号	C
10090390	厚生労働省	戦傷病者特別援護法に規定する指定医療機関の指定権限を政令県に移譲	○戦傷病者特別援護法第12条	C
10090400	厚生労働省	医療保険各法に係る保険医療機関の指導・監査権限を政令県に移譲する。	健康保険法	C
10090410	厚生労働省	社会保険事務局及び社会保険事務所で実施している保険の適用・徴収・給付の事務について、政令県に移譲する。	健康保険法第4条、第5条、第204条健康保険法施行令第63条	C
10090420	厚生労働省	各医療保険制度に係る保険者の指導・監督権限を政令県に移譲する。	健康保険法第27条、第29条、第205条健康保険法施行規則第159条	C
10090430	厚生労働省	国(独立行政法人)が開設する病院・診療所の監督に関する権限を政令県に移譲する。	医療法6条医療法7条1項医療法施行令1条	C
10090450	厚生労働省	租税特別措置法に定める基準に適合した病院として建替えをする場合に認められる特別償却に係る証明事務を政令県に委譲する。公益法人等の行う医療保健業で収益事業に該当しないものの用件の証明事務を政令県に委譲	租税特別措置法施行規則(昭和33年大蔵省令第15号)第5条の21第2項、第20条の17第6号法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第6条第4号厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第707条第4号	C
10090460	厚生労働省	特定機能病院に対する報告徴収及び立入権限を政令県に移譲する。	医療法25条	C
10090470	厚生労働省	特定生物由来医薬品、医療用具などの製造(輸入販売)の許可権限を政令県へ移譲する。	薬事法 第81条薬事法施行令 第15条の4	C
10090480	厚生労働省	毒物又は劇物の製造業及び輸入業(製剤製造業者等を除く。)の登録権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で登録事務等及び立入検査等の一元的な管理を行う。	毒物及び劇物取締法第3条、第4条、第17条、第23条の3毒物及び劇物取締法施行令第36条の7	C
10090490	厚生労働省	特定生物由来医薬品、医療用具などの製造(輸入販売)の監視権限を政令県へ移譲し、取締権限を政令県で一元的に管理する。	薬事法 第69条第1項	C
10090500	厚生労働省	薬物四法(麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法)に係る免許、許可、指定等の権限を政令県に移譲する。また、立入検査等に関する権限を政令県に移譲し、政令県で免許事務等及び立入検査等の一元的な管理を行う。	免許・許可・指定にかかる免許:麻薬及び向精神薬取締法第2条第10号～第20号、2条第28号～第32号、第3～10、12～19、21、23、24、27、30～32、36、50条、50条の2、50条の3、50条の9～10、50条の12～13、50条の26、51、52、57～59、59条の5、59条の6、62条、同施行令第2条覚せい剤取締法第2～12、15、17、20、24、25、30、30条の2～6、30条の9、30条の15、33、34条の2、35、36、38、40、40条の2大麻取締法第4～8、10、14、16、18、22条の2あへん法第3、6、10、12～15、41、44、46、49条。立入検査:麻薬及び向精神薬取締法第50条の38～41、覚せい剤取締法第31～34	C, D-1
10090510	厚生労働省	都道府県知事の大麻栽培免許については、北見市の産業用大麻栽培の目的に照らして、免許発行基準を明らかにするとともに、市長への許可権限移譲が必要と考える。	大麻取締法第2、5条	T
10090520	厚生労働省	調理師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	調理師法第3条第1号調理師法施行令第1条の2	C
10090530	厚生労働省	製菓衛生師法による製菓衛生師養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	製菓衛生師法第5条第1号厚生労働省組織規則第707条第23号	C
10090540	厚生労働省	食品衛生法による指定及び食品衛生管理者の養成施設の監督権限を政令県に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	食品衛生法第19条の17第4項第3号(H16.2.27から第48条第6号第3号)及び第4号厚生労働省組織規則第707条第24号	C
10090550	厚生労働省	食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認及び承認の変更の権限を政令県に移譲する。(承認の変更はH16.2.27施行)	食品衛生法第7条の3(H16.2.27から第13条、第14条)厚生労働省組織規則第707条26号	C
10090560	厚生労働省	食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施権限を政令県に移譲し、政令県が一元的に実施する。	厚生労働省組織規則第707条第28号(地方厚生局健康福祉部の所掌事務)	C
10090570	厚生労働省	食品衛生監視員養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	食品衛生法施行令第4条第1号(H16.2.27から第9条第1項)厚生労働省組織規則第707条第25号	C
10090580	厚生労働省	特定規格の食品・器具等の検査機関の指定及び監督権限を政令県に移譲する。(H16.2.27から「指定」が「登録」に改正)	食品衛生法第14条第1項並びに同法第15条第1項、第2項及び第3項(H16.2.27から第25条第1項並びに同法第26条第1項、第2項及び第3項)厚生労働省組織規則第707条第29号	C

10090590	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号厚生労働省組織規則第707条第30号	C
10090600	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号厚生労働省組織規則第707条第31号	C
10090610	厚生労働省	食鳥処理衛生管理者資格の認定権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第6条第9号厚生労働省組織規則第707条第32号	C
10090630	厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護を実施する医療機関の指定及び監督に関する権限を政令県に移譲する。	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項及び第3項、第16条第1項、第17条第3項、第21条原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第11条、第12条、第13条	C
10090640	厚生労働省	国(独立行政法人)が開設する病院・診療所・薬局を結核予防法の指定医療機関に指定する権限及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第707条第9項	C
10090650	厚生労働省	理容師及び美容師の養成施設の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	理容師法第3条第3項及び第4項、理容師法施行令第1条、理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)美容師法第4条第3項～第6項、美容師法施行令第1条、美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)	C
10090660	厚生労働省	理容師及び美容師の養成施設への入学資格の認定に係る権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	理容師法施行規則附則第7条12号、美容師法施行規則附則第8条6号、昭和43年2月8日環衛第8023号厚生省環境衛生局長通知「理容師養成施設及び美容師養成施設の入学資格並びにクリーニング師試験の受験資格の認定について」	C
10090670	厚生労働省	クリーニング師の指定試験機関の指定及び監督権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	クリーニング業法第7条の二、第7条の三	C
10090680	厚生労働省	クリーニング師の試験に関する学力の認定に係る権限を、国が全国統一基準を定めた上で、政令県に移譲する。	クリーニング業法施行規則附則第6号、昭和43年2月8日環衛第8023号厚生省環境衛生局長通知「理容師養成施設及び美容師養成施設の入学資格並びにクリーニング師試験の受験資格の認定について」	C
10090690	厚生労働省	生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画に係る認定権限を国が全国統一基準を定めた上で政令県に移譲する。また、振興計画の実施状況の報告先を政令県とする。	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条	C
10090700	厚生労働省	都道府県労働局が現在行っている、・労働基準法等にもとづく事業場における監督指導、労働時間の短縮などの労働条件等に関する情報提供などの事務・労働災害防止、職業性疾病の予防などの事務・最低賃金、最低工賃の決定、賃金制度に関する指導などの事務・職業紹介、職業指導、労働者派遣事業の許可・監督、雇用保険給付などの事務・高齢者・障害者など就職困難者の雇用対策、雇用管理の改善などの事務・労働保険の適用・徴収の事務・労災保険給付、被災労働者の社会復帰対策などの事務・男女雇用機会の均等の確保・待遇、育児休業・介護休業制度の定着促進、仕事と家庭の両立支	厚生労働省設置法第21条～第24条、厚生労働省組織規則第758条～第794条	C
10090730	厚生労働省	3. NPO法人による職業委託訓練とハローワーク機能の権限譲渡	職業安定法第5条・第30条等、雇用保険法第2条等	C、D-1
10093160	厚生労働省	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	業として食品の製造、販売等を行う場合は、食品の種類、業態により営業の許可が必要になることがある。その場合、都道府県等が定める基準を満たした上で、都道府県知事等に対して営業の許可の申請を行い、営業の許可を受ける必要がある。(食品衛生法第21条)	D-1

10093390	厚生労働省	○普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条)○宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条)○建築物の防火に関する消防長の同意が必要な事項の緩和措置(非常ベル、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条)○体験指導者が報酬を得て、旅行募集、手配などを事業で行う場合旅行業となるが、規制の緩和を図る。(旅行業法第2条)○体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範疇に入るが、民宿のバス等で特定目的(民宿から山や畑に行く)の場合は緩和を図る。(道路交通法第4条第80条)○共用林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第18条)○許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5	旅館業法第2条、第3条	C
10093530	厚生労働省	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲		F
10093590	厚生労働省	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	・水道法第6条・水道法第8条第1項第6号・水道施設整備費国庫補助金交付要綱について(昭和六三年五月二〇日 厚生事務次官通知)・補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十二年八月二十七日法律第百七十九号)第	C, A, D-1
10100180	農林水産省	地方農政局(一部地方農政局統計・情報センター)が有する都道府県レベルで行う資源の賦存量調査業務及び統計作成業務、情報の収集及び分析業務	農林水産省設置法	D-1
10100200	農林水産省	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	競争的研究資金公募要領	B-1, F
10100210	農林水産省	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	6. 担当でない	F
10100220	農林水産省	地方農政局が有する中央卸売市場への指導監督権限の移譲(開設者からの報告受理及び検査)	卸売市場法第48条卸売市場法施行令第9条	D-1
10100230	農林水産省	農業分野に特定した政令指定県制度を創設し、各種補助事業に係る事務権限(箇所付け、事業配分等)を指定県に委譲する。		C, E
10100290	農林水産省	農地法第3条・第4条・第5条許可の許可権限の移譲(権限移譲)	農地法第3条第1項、農地法施行令第1条の4、構造改革特別区域法施行令第1	E
10100310	農林水産省	農地法に係る権限移譲(新規農業参入の機会拡充を推進するため、農業者認定基準耕作面積の下限設定権限や地場企業の農地保有容認)	農地法第3条第2項第5号	D-2
10100320	農林水産省	農業経営者の担い手確保を含めた農業の活性化と農業を活用した交流の促進ため、農地の権利移動に伴う下限面積の緩和と、非農業者の権利移動の許可を福島県知事から下郷町長へ移譲	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条農地法第3条第1項地方自治法第252条の17の2	D-1, D-2
10100370	農林水産省	土地改良法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を	土地改良法第85条	C, D-1
10100380	農林水産省	農振除外手続き及び農地法第5条の手続きの市町村移譲	農地法第5条農業振興地域の整備に関する法律第13条	B-1
10100400	農林水産省	農地転用許可権限を市町村に移譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	D-1
10100410	農林水産省	中山間地域等直接支払い制度の特認地域の基準設定権限を市に移譲	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1(9)中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第3の11	C, D-1
10100430	農林水産省	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第5条	C, D-1
10100450	農林水産省	企業立地に係る4ha以上の農地転用許可についての権限委譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	B-1, C

10100480	農林水産省	建設工事完了後、その土地が農地に供されることが確実で、所有権以外の権利設定をする一時転用については、面積に関わらず農林水産大臣の協議を不要とする県知事権限にすることで、農地転用事務手続きを簡素化、効率化し、風エネルギーの積極的な利用促進を図る。	農地法第4条第1項農地法第5条第1項農地法施行規則第5条第10条、第7条第6号	B-1, C
10100490	農林水産省	都市計画法及び農振法、農地法4, 5条に基づく土地利用決定権限を、現状の国や県から、一定面積以下の土地利用転換(転用)に関する権限を、市長	農地法第5条農業振興地域の整備に関する法律第13条	D-1, C
10100520	農林水産省	総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用許可権限の移譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	B-1, C, D-1
10100530	農林水産省	一定規模の農地開発許可に係る村への権限委譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	D-1
10100540	農林水産省	地方農政局が有する4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の移譲、及び都道府県が作成する農業振興地域整備基本方針についての国の関与(勧告・同意・指示)の縮減、及び市町村が作成する農業振興地域整備計画作成についての国の関与(計画書写しの受領)の縮減	農地法第4条、第5条農業振興地域の整備に関する法律第4条、5条及び第12条	B-1, C
10100550	農林水産省	国が所有する土地改良財産への他目的使用、改築追加工事等の処分承認について地方農政局が有する処分権限の移譲(国有土地改良財産の移管と一体的に移譲)。地方農政局の事業所が有する国営土地改良事業に関する調査・設計・建設業務の移譲	国有財産法土地改良法土地改良法施行令	C, D-1
10100560	農林水産省	地域再生計画で建設を予定している「ふるさと産業会館」2ヘクタールの用地取得にあたり、現行法では、①農業振興計画からの除外(知事権限で農政局協議)に約6ヶ月が、また、②農地転用許可(知事権限で農政局協議)に約3ヶ月を要し、許可申請書等の作成等の時間を加味すると約1年の時間を要することから、権限を市町村長に委譲することで手続きの簡素化が図れるよう支援	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第4条・第5条	C, D-1
10100570	農林水産省	農振農用地区域除外許可権及び農地転用許可権の町への一部移譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項農業振興地域の整備に関する法律第15条の15	E
10100580	農林水産省	農地転用許可権限の委譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項農地法附則第2項	B-1, C
10100590	農林水産省	(権限委譲)・つくば市の土地利用等の施策の利便性の向上を図るため、市街化調整区域における開発事業の関係法令等の権限委譲。	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第5条	B-1, C, D-1
10100600	農林水産省	農振農用地区域除外に係る手続きの迅速化及び農地転用の権限委譲	農業振興地域の整備に関する法律第11条・第13条農地法第4条、第5条	B-1, C
10100610	農林水産省	・農地転用要件の緩和農地転用は、4haを超えると大臣許可となる。許可権限の知事への権限委譲を図りたい。	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	C
10100620	農林水産省	・4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)から知事への移譲・2ha超4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への	農地法第4条第1項農地法第5条第1項農地法附則第2項	B-1, C
10100630	農林水産省	農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化に関する県知事の権限を市長に移譲する提案。	農地法第5条農業振興地域の整備に関する法律第13条	D-1, C
10100640	農林水産省	工業用地開発に係る農地転用の許可権限を都道府県知事に移譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	B-1, C
10100660	農林水産省	農地転用の権限委譲	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	B-1, C, D-1
10100670	農林水産省	農地転用許可の緩和	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	B-1, C
10100680	農林水産省	農地転用許可の市町村への権限委譲(4ha未満)	農地法第4条第1項農地法第5条第1項	D-1
10100690	農林水産省	農振除外手続き及び農地法の手続きの権限委譲	農地法第5条農業振興地域の整備に関する法律第13条	D-1, C
10100700	農林水産省	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	1: 農林漁業金融公庫法、2: 国有林野の活用に関する法律第2条、第8条、3: 国有林野の管理経営に関する法律第7条	C, D-1, E
10100710	農林水産省	中山間地域直接支払い交付金制度の適用条件の緩和(農振農用地区域内という条件を削除し、実質的にこの制度の趣旨に合致していると市が独自判断をした場合には交付金を支払えるように権限を委譲)。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2	C, D-1
10100720	農林水産省	市の独自判断による農業集落排水と公共下水との接続等の権限委譲	「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日12-2・建設省都下公第46号)	D-1
10100740	農林水産省	保安林の立木の伐採等の許可に係る権限移譲	森林法第34条第1項及び第2項	E

10100770	農林水産省	森林法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追	森林法第41条	C
10100780	農林水産省	保安林内の森林資源の有効活用を行うための森林法で定める権限の委譲	森林法第34条第1項及び第2項	E
10100790	農林水産省	林地開発に関する許認可権限の移譲	森林法第10条の2同法施行令第2条3開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて(13林整治第2936号農林水産事務次官通知)	E
10100810	農林水産省	国有林野の管理・経営(林野庁森林管理局が行っている国有林野の管理及び経営に関する事務を政令県に移譲)。	財政法第9条	C
10100830	農林水産省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲。	森林法第193条国庫の補助森林・林業基本法第19条望ましい林業構造の確立 森林・林業基本法第24条木材産業等の健全な発展	D-1
10100850	農林水産省	北海道内水面漁業調整規則第27条の知事の許可権限の委譲	漁業法第65条第1項並びに水産資源保護法第4条第1項及び第25条の規定に基づく北海道内水面漁業調整規則第27条	D-1
10100860	農林水産省	漁港区域での目的外使用のための漁港施設用地等利用計画の変更決定権限を漁港管理者に移譲	「漁港施設用地等利用計画の策定について」(平成2年3月15日付け2水港第40号水産庁長官通知)	C, D-1, E
10100870	農林水産省	(特定第3種)漁港管理者の計画見直し要請権限の市への移譲	漁港漁場整備法第19条の3	D-1
10100880	農林水産省	民有林道通行規制許可の市町村への権限委譲	-	E
10101130	農林水産省	農地法の権限に対する規制の緩和	農地法第4条第1項農地法第5条第1項農地法第2条第7項農地法第3条第2項第2号の2	D-2, D-1
10102940	農林水産省	権限移譲:文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援:人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。		F
10103190	農林水産省	○グリーンツーリズムに関わる許認可(宿泊業の緩和、食品衛生法の緩和、消防法の緩和、旅行業法の緩和、道路交通法の緩和)○国有林野法の緩和 ○農地法の緩和○都市との対流事業の国土交通省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省等の支援の連携、集中○許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5条)	農地法第4条・第5条	D-1
10104050	農林水産省	農地法4条・5条の県知事の許可権限を市長に移譲した場合に、定められている県農業会議への意見聴取条項の廃止。	農地法第4条第3項及び第5条第3項	C
10104350	農林水産省	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項	地すべり等防止法第7条、第10条、第11条	C
10104360	農林水産省	海岸(漁港に係るものを除く)の建設・管理に係る事務の移譲	海岸法第6条	F
10104370	農林水産省	砂防の建設・管理に係る事務の移譲	地すべり等防止法第7条、第10条	F
10104390	農林水産省	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	新事業創出促進法第24条第1項	C
10110030	経済産業省	商工会への事業所統計などの調査実施業務の移譲又は委託	商工会法第11条第10号	D-1
10110120	経済産業省	新事業創出促進法第19条第2項による、都道府県等が新事業創出支援体制の中心となるもの(中核的支援機関)を認定するに際しての、経済産業大臣への協議及びその同意を不要とし、もって認定権限を政令県に委譲する。	新事業創出促進法第19条第2項	C
10110130	経済産業省	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	新事業創出促進法第24条第1項	C
10110150	経済産業省	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条による、都道府県が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」への主務大臣による同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条	C

10110170	経済産業省	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」という。)第4条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する振興計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣による認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項製造事業者(伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。)を構成員とする事業協同組合等(以下「製造共同組合等」という。)であって、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの(以下「特定製造共同組合等」という。)は、伝統的工芸品産業に関する振興計画(以下「振興計画」という。)を作成し、これを当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事(当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村の長。第13条第1項、第14条第2項、第22条第3項及び第27条を除き、以下単に「都道府県知事」という。)を經由して経済産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。	D-1
10110180	経済産業省	伝産法第7条による、特定製造協同組合等が都道府県を經由した「伝統的工芸品産業に関する共同振興計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣による認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項特定製造協同組合等は、販売事業者(伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。)又は、販売協同組合等(販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。)とともに、前条第4号、第6号又は第7号に掲げる事項(同条第6号に掲げる事項にあっては製品の共同販売に関する事項、同条第7号に掲げる事項にあっては消費者への適正な情報に関する事項に限る。)について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画(以下「共同振興計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。	C
10110190	経済産業省	伝産法第13条による、支援事業を実施するものが都道府県を經由した「伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業(以下「支援事業」という。)を実施しようとする者は、当該支援事業に関する計画(以下「支援計画」という。)を作成し、これを当該支援計画に係る当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。	C
10110200	経済産業省	伝産法第9条による、製造協同組合等が都道府県を經由した「活性化事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項製造事業者又は製造協同組合等(製造共同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。)は、単独又は共同して、活性化事業(次に掲げる事業のうち1又は2以上の事業であって、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。)に関する計画(以下「活性化計画」という。)を作成し、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造共同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県	C
10110210	経済産業省	伝産法第11条による、製造協同組合等が都道府県を經由した「連携活性化事業に関する計画」の経済産業大臣への提出、経済産業大臣の認定を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項製造事業者又は製造共同組合等は、単独又は共同して、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。)又は連携製造共同組合等(連携製造事業者を構成員とする製造共同組合等をいう。以下同じ。)とともに、連携して実施する活性化事業(以下「連携活性化事業」という。)に関する計画(以下「連携活性化計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を經由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当であ	C
10110220	経済産業省	権限委譲による補助金交付決定の迅速化と規制緩和	補助金適正化法中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱第74条、第76条～第77条及び第89条	C, B-1
10110230	経済産業省	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への		F
10110240	経済産業省	「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」による施設整備に関し、純民間事業者への支援措置について第3セクターへの支援措置と同程度とすること及び、施設認定の要件を緩和するとともに認定権限を構造改革特区認定の地方自治体に権限委譲する。	民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第2条～第6条、第10条、第11条 等	C
10110250	経済産業省	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	「産業技術研究助成事業公募要領」	D-1, C

10110260	経済産業省	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、①人材育成費行う財政措置を、②IT技術の分野③大学学科の増設に関する権限委譲	-	F
10110270	経済産業省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。		D-1
10110280	経済産業省	中心市街地活性化法に基づくTMO計画の認定権限の県への移譲	中心市街地活性化法第20条	C
10110300	経済産業省	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲する。	(事務委任)石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第26条昭和53年9月28日通商産業省告示第436号(交付金)石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第1条第2項第2号ホ、同法施行令第1条第3項第1、2号、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則	C
10110310	経済産業省	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」、「エネルギー政策基本法」等により、国や地方公共団体は新エネルギーの導入促進を図ることとされている。経済産業局の「新エネルギーに関する政策」の事務は、新エネルギーの普及啓発(理解促進)である。現在、新エネルギーの普及啓発業務は、県と経済産業局の両者が二重に行なっているため、これを政令県に委譲する。	①新エネルギー利用等の促進に関する基本方針(第3(5))②エネルギー基本計画(第2章第3節3②)	C
10110320	経済産業省	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第15条(権限の委任)	C
10110330	経済産業省	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条により主務大臣が有する、特定事業活動を行うとする事業者等から提出される当該特定事業活動に関する計画の承認権限を政令県に委譲する。		C
10110340	経済産業省	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第6条により主務大臣が有する、共同事業者から提出される共同事業計画の承認権限を政令県に委譲する。		C
10110360	経済産業省	経済産業局長が行うこととされている、「ガス事業法37条の2」の事業許可、「同法37条の7」において準用される事務(供給区域の変更許可、ガス工作物の変更の届出、事業の譲渡し及び譲り受け並びに法人の合併及び分割の許可、事業の休止及び廃止並びに法人の解散の許可、事業許可の取消し、供給約款の許可、業務改善命令、ガス工作物の改善命令、主任技術者選任の届出、主任技術者の解任命令、保安規定の届出、等)の権限を政令県に委	ガス事業法第37条の2(簡易ガス事業の許可)等詳細は別紙	C
10110380	経済産業省	交付金の交付に関する地方経済産業局長の交付権限を廃止し、市町村に対する間接補助事業については、政令県で概ね完結するよう、権限を移譲す		C
10110390	経済産業省	保安四法の地方への権限移譲②(高圧ガス保安法)ー貯槽以外の高圧ガス設備開放検査期間変更許認可権ー	コンビナート保安規則別表第4第1項第18号	B-1
10110400	経済産業省	保安四法の地方への権限移譲①(石炭法)ーレイアウト新設・変更許認可権		C
10110430	経済産業省	特定産業の活性化に関する臨時措置法第21条による、都道府県が作成する「特定中小企業の活性化に関する計画」への経済産業大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第21条	C
10110450	経済産業省	経営革新計画(経営革新支援法)承認権限の市長等への委譲	地方自治法・中小企業経営革新支援法	D-1
10110460	経済産業省	研究開発等事業計画(創造活動促進法)認定権限の市長等への委譲	中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法	D-1
10110470	経済産業省	「商工会議所法」に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部については、「商工会議所法施行令」により県知事が行うこととされている。県においては、この事務を「静岡県事務処理の特例に関する条例」により関係市へ権限移譲している。このため、商工会議所法に規定する各許認可事務は、国と市の二つに分かれている。そのうち、国の許認可権限を政令県に移譲する	【商工会議所法】・設立の認可(第27条第1項、2項、第28条)・定款変更の認可(第46条第2項、3項)[目的、名称、事業、地区、会員、役員、議員、議員総会、常議員会、経理に関する事項]・設立認可の取消し(第59条第1項第2号)・地区の変更又は解散すべき旨の勧告(第59条第2項)・地区の変更又は解散すべき旨の勧告に従わないときの設立認可の取消し(第59条第3項)・解散の認可(第60条第2項、3項)・清算人の選任(第61条)・財産処分の方法の認可(第62条第1	C
10110840	経済産業省	ジェトロ・ビジネス・サポート・センターの利用許可の簡素化・迅速化	独立行政法人日本貿易振興機構による事業運用に関する提案	E
10111360	経済産業省	電力の特定供給に係る許可権限の都道府県への移譲	構造改革特別区域における電気事業法第17条第1項による特定供給の許可に係る標準処理期間の特例について(平成15-08-29資第2号)	C

10111640	経済産業省	中小企業経営者を対象とした助成金と融資の条件変更(支援制度の融資と助成の決定権限の委譲を求めるもの)		C
10112120	経済産業省	観光に関する珠洲市の権限を政令指定都市並みの権限委譲	平成15年度「先進的対内直接投資推進事業」提案公募要領	C
10113330	経済産業省	・公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化・地方公共団体事務の住民組織への事務委譲の円滑化	(公共施設財産の住民組織への財産及び管理運営権限の委譲の円滑化)・地方自治法第244条及び244条の2・補助金等に関する予算の執行の適正化に関する	B-1
10113530	経済産業省	補助金等の適正化法における目的外使用に係る各省庁の承認事項についての規制緩和又は市町村への権限の委譲を行っていただきたい。		B-1
10120070	国交省	・イベント実施時の管理権限の移譲・イベント実施時の許可事務手続きの簡略化と窓口の一元化	道路法第13条、15条、16条、32条	B-1
10120090	国交省	道路管理権限の委譲	道路法第13条、15条、16条	B-1
10120240	国交省	線引き権限の委譲		T
10120250	国交省	都市計画決定の市への権限委譲		T
10120270	国交省	違反広告物の除却権限を、市町やまちづくり団体等に権限移譲	屋外広告物法第7条	D-1
10120280	国交省	都市計画法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を	都市計画法59条第2項	D-1
10120290	国交省	都市公園法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を	都市公園法第5条 公園管理者は、その管理に係る都市公園に設ける公園施設で自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものに限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。	D-1
10120300	国交省	下水道法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追	下水道法第3条、第25条の2、第26条	D-1
10120340	国交省	準防火地区における建築基準法の緩和措置の権限委譲と緩和措置の追	①建築基準法第61条、85条の2 等②一	D-1
10120350	国交省	三大都市圏における用途地域決定権の市町村への移譲		T
10120360	国交省	開発許可権限の委譲による事業の効率化	都市計画法第29条	D-1
10120370	国交省	用途地域の決定権限の移譲に向けた都市計画法の改正		T
10120380	国交省	都市計画法及び農振法、農地法4、5条に基づく土地利用決定権限を、現状の国や県から、一定面積以下の土地利用転換(転用)に関する権限を、市長		T
10120410	国交省	地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の県の都市計画決定権限を中核市に移譲すること、都市計画決定に係る県関与の廃止・縮減の検討を提案する。	都市計画法第15条	T
10120420	国交省	つくば市の土地利用等の施策の利便性の向上を図るため、市街化調整区域における開発事業の関係法令等の権限委譲。	都市計画法第29条	D-1
10120430	国交省	リサイクル施設の設置に関する都市計画審議会の権限委譲	都市計画法第15条、同法施行令第9条	C
10120440	国交省	工業用地開発に係る開発行為の許可権限を市町村長に移譲	都市計画法第29条	D-1
10120460	国交省	市の独自判断による農業集落排水と公共下水との接続等の権限委譲	建設省都下公第46号(平成12年12月1日)「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」	D-1
10120470	国交省	道路法第32条に基づく道路(県道)占有許可にかかる権限移譲	道路法第13条、15条、16条、32条	D-1
10120480	国交省	道路管理のうち占有許可の一部等を、市町やまちづくり団体等に権限移譲	道路法第13条、15条、16条、32条	D-1
10120490	国交省	道路法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追	道路法第13条、15条、16条	B-1
10120520	国交省	まちなかの道路の一体的な管理権限を移譲	道路法第13条、15条、16条	D-1
10120530	国交省	道路の管理権限の委譲	道路法第13条、15条、16条	B-1
10120540	国交省	道路占有・道路使用および河川占有許可権限移譲	道路法第13条、15条、16条、32条河川法第24条、第26条	D-1, C

10120550	国交省	道路占用・道路使用許可権限を市へ移譲	道路法第13条、15条、16条、32条	D-1
10120560	国交省	道路の建設・管理に係る事務の移譲	道路法第12条、13条、15条、16条	F
10120570	国交省	日光杉並木街道に関する栃木県教育委員会の管理権限を今後誕生する日光市・今市市他5市による新市に全て移譲する		F
10120620	国交省	利用者にとってのパーキングエリアの機能を大幅に改善できるように道路公団から新経営体へ収益性が確保されるよう権限委譲と利便性を期待する。	道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1条第7号、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第8号等	B-1
10120630	国交省	砂防区域内における土地の制限に係る権限移譲	砂防法第4条 第二条ニ依り国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得2 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害関係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得	D-1, C
10120650	国交省	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうちの一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項	地すべり等防止法第7条 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。	C
10120660	国交省	河川法に基づき実施する事業のうちの一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追	河川法第9条第1項、第2項河川法第16条第3項	D-1
10120670	国交省	砂防法に基づき実施する事業のうちの一部について、国及び県が必要と認めたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自らが事業を実施できような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追	砂防法第5条 都道府県知事ハ其ノ管内ニ於テ第二条ニ依り国土交通大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ及其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス	C
10120680	国交省	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	河川法第25条	D-1
10120690	国交省	[権限委譲]①河川敷の占用許可に係る権限を国から市町村へ移譲②船舶を使用する場合の各種法の制限除外(1日のイベントで漁船を客船にする場合の不定期航路の申請)	①河川法第24条②海上運送法第20条第2項	D-1, C
10120700	国交省	河川、湖沼、承水路の管理権限の移譲	河川法第10条	D-1, C
10120710	国交省	河川敷の管理権限を市町村に移譲	河川法第24条	E
10120720	国交省	一級河川五条川の管理権限を地元の大口町に移譲すること	河川法第9条	D-1, C
10120730	国交省	河川敷地占用許可の権限移譲	河川法第24条	E
10120740	国交省	河川の建設・管理に係る事務の移譲		F
10120750	国交省	砂防の建設・管理に係る事務の移譲		F
10120770	国交省	一級河川の中心市街地区域内等一定の区画内での河川敷でのイベント広場や臨時駐車場としての利用に対する許可権限を市町村長に移譲していただき	河川法第24条、第29条河川法施行令第16条の4	D-1, C
10120790	国交省	河川管理権限の一部移譲や許可手続きの簡便化及び使用条件緩和	河川法第24条、第26条、第34条都市公園法第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物、その他の物件又は施設の構造その他地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては条例で、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通省令で定める事項を記載した申請書を公園管理者	D-1, C
10120820	国交省	河川を利用した交流事業の展開や交流環境の整備を円滑に行えるよう各種の支援措置を講じる。・河川敷地の一時占用許可の市町村長への権限委譲・河川敷地占用許可のNPO法人や住民団体への適用範囲拡大・河川構造物(床止め)の撤去と新たな工法の開発	河川法第24条、河川敷地占用許可準則第15 河川法第13条(河川管理施設の構造の基準)河川法第16条の二(河川整備計画)	D-1, C

10120840	国交省	・マンション管理業の登録に関する国土交通大臣の権限のうち、一の政令県の区域にのみ本店・営業所を置くマンション管理業の登録に関するものを政令県に移譲する(権限移譲)。 ・マンション管理業者の監督に関する国土交通大臣の権限のうち、政令県の区域で営業するマンション管理業者(大臣登録も含め)の監督に関する権限を政令県に認める(併行権限の設定)。	マンションの管理の適正化の推進に関する法律○マンション管理業の登録第44条 登録○マンション管理業者の監督第81条 指示第82条 業務停止命令第83条 登録の取消し第84条 監督処分第85条 報告第86条 立入検査 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第103条 権限の委任	F
10120850	国交省	海岸(漁港に係るものを除く)の建設・管理に係る事務の移譲		F
10120860	国交省	港湾の建設・管理に係る事務の移譲	港湾法第52条、第53条、第54条及び第55条港湾法施行令第17条の2～第17条の	F
10120870	国交省	バス路線変更・バス停位置変更等国の許可権限を移譲	道路運送法第5条、15条、15条の2、15条の3	C, E
10120880	国交省	一般乗合旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。	道路運送法第4条第1項、9条第1項、3項、15条第1項、36条第1項、2項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、2号、3号、道路運送法施行規則第3条第1項	F
10120890	国交省	一般貸切旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。貸切バス事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、2項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	F
10120900	国交省	バスターミナル事業の許可、位置・規模・構造等の変更許可、事業の譲渡・譲受の認可等の事務は国土交通省で所管している。バスターミナル事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、これらの権限及び經由事務を政令県に移譲する。	自動車ターミナル法第3条第1項第1号(事業の許可)、同法第11条第1項(変更許可)、同法第12条第1項(事業の譲渡等の認可)自動車ターミナル法施行規則第1条(許可の申請)、第4条(位置、規模、構造又は設備の変更許可の申請)、第6条(事業譲渡譲受認可の申請)自動車ターミナル法の許認可に係る審査基準及び標準処理期間について(平成8年11月22日通達)	F
10120910	国交省	一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可、運賃・料金の認可・届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、2項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	F
10120920	国交省	一般貸切旅客自動車運送事業(乗合タクシー事業関係)の許可、事業計画の変更認可、運賃の届出、事業の譲渡・譲受・合併の認可等の事務は国土交通省で所管している。乗合タクシー事業の効果は主として地域に限られ、生活に身近な交通であるため、当該事業に係る許認可等の事務は政令県で担当することが適当と考えられ、許認可又は經由事務を政令県に移譲する。	道路運送法第4条第1項、第9条の2第1項、第15条第1項、第36条第1項、2項、道路運送法施行令第1条第1項第1号、道路運送法施行規則第3条第1項	F
10120930	国交省	自動車の新規登録・変更登録・移転登録・抹消登録、検査、検査証の交付等の事務は国土交通省が所管している。自動車の登録や検査等の事業は住民生活に密着したものであり、政令県で担当するのが適当と考えられるため、自動車の登録や検査に係る事務を政令県に移譲する。	自動車登録官及び自動車検査官の任命、服務及び研修に関する省令(昭和27年1月18日運輸省令第2号)	F
10120940	国交省	自動車分解整備事業の認証、氏名等の変更届出、廃止の届出等の事務は国土交通省が所管している。住民の生活に係わりの深い自動車の整備等に係る許認可等の事務は政令県において担当するのが適当と考えられるため、これらの事務を政令県に移譲する。	道路運送車両法第78条道路運送車両法第81条	F
10120950	国交省	旅客自動車運送事業に関する権限を市町村の長に委任	道路運送法施行令第1条第1項第2号～第11号、第2項、第3項第1号、第2号)	C
10120970	国交省	コミュニティバス運行の路線・運賃改定手続きの簡略化(地方公共団体が自主的に運営する事業については、地方公共団体へその権限を委ね、運行に関して、手続きの円滑化を図るために、権限を県または市町村に委譲し、手続	道路運送法第4条、道路運送法施行令第1条	C, E
10120980	国交省	地域内のアクセスの確保のために、ボランティアやNPO法人等が所有する自家用バス等によって行うコミュニティバスの有償輸送に対する所轄大臣許可を緩和するとともに、許認可権限を県又は地元市に移譲する。	道路運送法第4条、道路運送法施行令第1条	C

10120990	国交省	国際観光目的公益法人に係る許認可権等の権限委譲	公益法人に係る主務官庁の権限の委任等に関する政令／第1条／都道府県等への委任(国土交通大臣の権限)	C
10121010	国交省	地域限定通訳案内業免許の地域指定及び試験実施権限の移譲	通訳案内業法第2条 この法律で「通訳案内業」とは、報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業をいう。通訳案内業法第3条 通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。	C
10121020	国交省	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲		F
10121030	国交省	建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣の、一の都道府県の区域のみの場合は当該都道府県の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。この国土交通大臣の許可に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	建設業法第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。)を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。一・二(略)2～6(略)	F
10121040	国交省	公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならないことになっている。この国土交通大臣の審査に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	建設業法第二十七条の二十三 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。2～6(略)	F
10121050	国交省	国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、建設業法の規定に違反したときは、監督処分等を行うことができることになっている。この国土交通大臣の許可を受けた建設業者の監督処分等に係る事務を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務の執行に当たっては、組織の移管及び法令等の改正を必要とする。	建設業法第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定第十九条の三、第十九条の四及び第二十四条の三から第二十四条の五までを除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。)第十三条第三項の規定により読み替えて適用される第二十四条の七第四項を含む。第四項において同じ。)若しくは入札契約適正化法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。一～八(略)2(略)3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号の一に該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。4～7(略)建設業法第二十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号の一に該当するときは、当該	F
10121060	国交省	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への		F
10121070	国交省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。		F
10121090	国交省	権限移譲:文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援:人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。		F

10123140	国交省	○普通の農家であるので営業許可に該当しない施設とする。(旅館業法第3条)○宿泊及び農家レストランで食事を提供しようとする場合には、飲食店営業の営業許可が必要であるが普段食べているものであり該当にならないものとする。(食品衛生法第20条)○建築物の防火に関する消防長の同意が必要な事項の緩和措置(非常ベル、自動サイレン又は放送設備、自動火災報知設備と検査)(消防法第7条)○体験指導者が報酬を得て、旅行募集、手配などを事業で行う場合旅行業となるが、規制の緩和を図る。(旅行業法第2条)○体験指導者が運転する場合、白バス行為の禁止の範疇に入るが、民宿のバス等で特定目的(民宿から山や畑に行く)の場合は緩和を図る。(道路交通法第4条第80条)○共用林野の設定は市町村内の住民に限定されているが市町村の契約者が一定の条件を付けて利用範囲等を設定できることとする。(国有林野法第18条)○許可権者は県となっているが市町村に委譲する。(農地法第5	・道路運送法関係 道路運送法第80条第1項	D-1, T
10124660	国交省	・農地転用要件の緩和 農地転用は、4haを超えると大臣許可となる。許可権限の知事への権限委譲を図りたい。		F
10124970	国交省	河川法における水利権の市町村への委譲	河川法第23条河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。	D-1, C
10125390	国交省	地域限定の通訳案内業免許の発行(地域限定の免許を一定の英語能力を持つ者に知事権限で発行できるように要件を緩和する)。	通訳案内業法第2条 この法律で「通訳案内業」とは、報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業をいう。通訳案内業法第3条 通訳案内業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。	C
10125790	国交省	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条による、都道府県が作成する「基盤的技術産業集積活性化計画」への主務大臣による同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第5条	F
10125800	国交省	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	新事業創出促進法第24条第1項	F
10125980	国交省	公共施設財産の住民組織への委譲及び運営	道路法第13条、15条、16条地方自治法第244条の2第3項下水道法第3条(管理)	D-1, B-
10126020	国交省	土浦・つくばコンベンションビューローの公益法人化に伴う許認可権の県知事への権限委譲。		E, B-1, C
10130030	環境省	国立公園内で行う公園事業同意権限の委譲における管理権限委譲	自然公園法第9条第2項	C, D-1
10130040	環境省	日光国立自然公園における特別地域の管理について、自然公園法17条第3項の権限を環境庁長官から町に移譲	自然公園法第13条第3項	C
10130050	環境省	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物等撤去等に係る権限の	自然公園法施行令第13条、第15条	D-1
10130060	環境省	景観再生のために行う自然公園地域内の放置工作物撤去等費用の徴収権限の付与		D-1
10130080	環境省	国立公園内各種許認可事務(境省地区自然保護事務所に専決権限のあるものは政令県に移譲)	自然公園法第13条第3項	C
10130090	環境省	国立公園計画の変更権限の都道府県への移譲	・自然公園法第7条第3項及び同条第4項、第8条第3項、第10条□「国立公園の公園計画作成要領」(平成15年5月28日付自然環境局長通知)	C
10130100	環境省	阿蘇くじゅう国立公園の一目山一帯における許可権限の県への移譲	自然公園法第26条第□項□自然公園法第26条第□項□国立公園普通地域内□における措置命令等□に関する処理基準に□ついて(平成13年5月28日付環自国	T
10130110	環境省	環境省が足寄町に、権限移譲。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第15条	C
10130130	環境省	バイオマス資源を燃料源とする新エネルギー事業における廃掃法上の規制を緩和し、バイオマス資源の廃棄物扱いの除外および廃棄物取り扱いに関する市町村への権限委譲	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条	C
10130220	環境省	自然保護規制の強化とその権限の移譲	(国立公園について)自然公園法第13条第3項、第15号自然公園法施行規則第11条31項	C, D-1

10131100	環境省	権限移譲:文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援:人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。		F
10131340	環境省	千葉県環境保全条例に基づく地下水採取規制の部分凍結あるいは権限委		F
10131350	環境省	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への		F
10131360	環境省	森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、	C
10131370	環境省	国立公園内における施設設置許可基準の緩和と権限移譲	・自然公園法第7条第3項及び同条第4項、第8条第3項、第10条「国立公園の公園計画作成要領」(平成15年5月28日付自然環境局長通知)	D-1
10200050	内閣府	NPO 法人の認証権限等の政令指定都市への移譲	特定非営利活動促進法第9条第1項	C
10200070	内閣府	構造改革特区認定地区内において適用される都市農山漁村交流関係規制緩和措置の適用について、国の認定権限を新規以外で、既に国が認めた事項に限って、県に移譲する。	構造改革特別区域法第4条	C
10200630	内閣府	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲		B-1, F,
20120010	警察庁	交通規制(駐車禁止区域の決定)権限を市へ移譲	道路交通法第4条第1項	C
20120020	警察庁	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法、災害救助法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法、消防法、道路交通法、自衛隊法	C
20420010	総務省	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	地方自治法第25条第17項の2	D-1
20420020	総務省	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	地方自治法第25条第17項の2	D-1
20420040	総務省	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法第25条第19項	C
20420180	総務省	目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲	地方税法第1条、第5条、第702条、第735条	C
20420270	総務省	新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許可権限の移譲	消防法第10条、第11条	C
20420280	総務省	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法消防法等	C
20720020	財務省	企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。	奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第10条の2、第10条の4奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)第7条奄美群島振興開発基金業務方法書(昭和30年)第12条、別表1	D-1
20820180	文部科学省	防災・危機管理に関する権限移譲	原子力災害対策特別措置法第17条及び第20条	C
20820240	文部科学省	特別史跡姫路城跡に係る現状変更等の権限移譲のための条件の明確化	文化財保護法第80条文化財保護法施行令第5条第4項第1号又	B-1
20820260	文部科学省	国の重要伝統的建造物群保存地区を有し、地区外の同等の伝統的建造物と一体的な保存を進める市町村において、特に価値の高いものに一定の制限を課し国の支援を受ける選定の権限をその市町村に与える。	文化財保護法	C
20820270	文部科学省	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	文化財保護法第80条	C
20920180	厚生労働省	防災・危機管理に関する権限移譲	災害救助法	C
20920190	厚生労働省	医療の指導・監査に関する権限の市への移譲	国民健康保険法	D-1
20920220	厚生労働省	一級河川管理権限等の移譲	水道法	C
20920320	厚生労働省	雇用政策に関する権限移譲	○職業安定法第33条の4、第51条の2○職業能力開発促進法第15条の6、職業能力開発促進法施行規則○雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第5号、第63条第1項第1号、第3号、第7号、第64条第1項各号	D-1, D-3
21020010	農林水産省	環境行政権限の移譲	①森林法②国有林野の管理経営に関する法律③山村振興法④農用地の土壤汚染防止等に関する法律	E
21020020	農林水産省	一級河川管理権限等の移譲	海岸法第5条、第37条の3	C
21020040	農林水産省	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第4条、第5条	C, D-1
21020050	農林水産省	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第4条、第5条	C, D-1
21020150	農林水産省	防災・危機管理に関する権限移譲	○災害対策基本法	E
21020220	農林水産省	農地取得等に係る下限面積の設定の権限移譲	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第3条の4	C
21020340	農林水産省	農地法に係る4ha以上の農地転用許可権限の県への移譲及び2haを超える知事の許可に係る国への事前協議制の廃止	農地法第4条、第5条、附則第2項	C

21020350	農林水産省	農地転用及び農振農用地の除外に関する権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条農地法第4条、第5条	C, D-1
21020370	農林水産省	農地転用許可権限の移譲	農地法第4条、第5条	C
21020450	農林水産省	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	森林法国有林野管理経営規定第13条、第14条、レクリエーションの森の管理経営について(48林野管第173号林野庁長官通達)	E
21020480	農林水産省	都道府県知事の保安林解除に関する権限の特例市への委譲	森林法	D-1, C
21020490	農林水産省	保安林解除の権限移譲	森林法第26条、第26条の2	C
21020510	農林水産省	大臣許可漁業の許可権限の大臣から知事への委譲	漁業法第52条第一項	C
21120120	経済産業省	工業立地法の地域準則に関する権限の特例市への委譲	工場立地法第4条の2工場立地法第15条の4	D-3
21120130	経済産業省	工場立地法の地域準則に関する権限委譲	工場立地法第4条の2工場立地法第15条の4	D-3
21120140	経済産業省	新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許認可権限の委譲	①高圧ガス保安法第15条、第23条、第26条②熱供給事業法③-	C
21120150	経済産業省	一級河川管理権限等の移譲	工業用水法	C
21120170	経済産業省	最低資本金特例による創業者の確認等の権限の移譲	新事業創出促進法第10条	B-2
21120190	経済産業省	防災・危機管理に関する権限移譲	原子力災害対策特別措置法第17条及び第20条	C
21120200	経済産業省	最低資本金規制特例手続きの移譲	新事業創出促進法第10条	B-2
21220010	国土交通省	新エネルギーの開発・実用化に向けた許認可権限の移譲	建築基準法第48条	E
21220070	国土交通省	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲	都市計画法第15条都市計画法第18条都市計画法第19条	C
21220110	国土交通省	三大都市圏における用地地域の決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条都市計画法施行令第9条	C
21220120	国土交通省	都市計画決定における国・県の同意手続の撤廃	都市計画法第15条都市計画法第18条都市計画法第19条	C
21220160	国土交通省	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	C
21220190	国土交通省	指定区間、指定事業に関する使用・占用許認可の権限移譲	河川法第24条(河川敷地の占用許可)河川法第26条(工作物の新設等の許可)河川敷地占用許可準則第15(事務次官通達)工作物設置許可基準(治水課長通達)都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について(事務次官通達)道路法第15条(都道府県道の管理)道路法第17条(管理の特例)道路法第32条(道路の占用の許可)	C
21220240	国土交通省	環境行政権限の移譲	水源地域対策特別措置法	E
21220250	国土交通省	一級河川管理権限等の移譲	河川法第9条第1項、第2項、第5項海岸法第5条、第37条の3水資源開発促進法第3条、第4条下水道法第3条、第25条2、第26条	C, D-1
21220280	国土交通省	観光レクリエーションに関する河川占用許可権限及び違反者への取り締まり権限の市町村への委譲	河川法第24条(河川敷地の占用許可)河川法第26条(工作物の新設等の許可)	D-1, C
21220290	国土交通省	河川区域内の土地における、土地の掘削等の許可に係る権限移譲	河川法第24条(河川敷地の占用許可)河川法第27条(土地の掘削等の許可)河川敷地占用許可準則(事務次官通達)	D-1
21220340	国土交通省	社会資本整備にかかる権限移譲	①国土総合開発法 国土利用計画法②近畿圏整備法第9条、第10条③社会資本整備重点計画法	D-1, C, E
21220350	国土交通省	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	都市計画法第29条	C
21220360	国土交通省	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	都市計画法第29条	D-1
21220400	国土交通省	企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和	奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第10条の2、第10条の4奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)第7条奄美群島振興開発基金業務方法書(昭和30年)第12条、別表1	D-1
21220440	国土交通省	防災・危機管理に関する権限移譲	-	C
21220480	国土交通省	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	都市公園法第2条第1項、地方自治法第252条の17の2	D-1
21220510	国土交通省	コミュニティバスの認可に関する権限の市町村への移譲	道路運送法第15条第1項、施行規則第14条	C
21220530	国土交通省	臨港地区変更(解除)における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲	都市計画法第15条都市計画法第18条都市計画法第19条	C
21320010	環境省	一般廃棄物処理施設許可の権限委譲	廃棄物処理法第8条第1項	C
21320070	環境省	環境行政権限の移譲	-	-
21320080	環境省	社会資本整備にかかる権限移譲	国土利用計画法	E
21320100	環境省	防災・危機管理に関する権限移譲	-	-
21320110	環境省	一級河川管理権限等の移譲	-	-
21320140	環境省	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項	E

21320150	環境省	狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第1	C
21320150	環境省	狩猟鳥獣の種類及び捕獲頭数の決定権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第1項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第1	D-1
21320160	環境省	狩猟の期間の決定権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第2項鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条	C, D-1
21320170	環境省	危険猟法の許可権限の委譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第37条	B-2
21320180	環境省	国指定鳥獣保護区での捕獲許可権限の移譲	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	C
22020020	内閣府	防災・危機管理に関する権限移譲	災害対策基本法	C
新制度(地域再生法)における提案				
30420030	総務省	一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設	地方自治法(府県を対象とした第252条の19(指定都市の権能)と同様の規定の新設)	C
30420050	総務省	事務処理特例条例で基礎自治体に事務を移譲した場合における個別法令に基づく基礎自治体から国への事前協議について、県經由規定を廃止すること	地方自治法252条の17の3第2項、第3項	C
30920020	厚生労働省	市町村長に対する火葬場経営の許可権限の付与	墓地、埋葬等に関する法律第10条	C
30920030	厚生労働省	給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督権限の県への移譲	水道法第6条、水道法第46条1項、水道法施行令第14条1項	C
30920060	厚生労働省	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への移譲	民生委員法第5条児童福祉法第16条	C
31020020	農林水産省	農地法に係る転用許可権限の市町村への移譲	農地法第4条、農地法第5条	D-1
31220030	国土交通省	国の事業における景観形成に関する権限移譲	景観法第7条、8条、16条等全国新幹線鉄道整備法第9条	D-1
		注 1 管理番号の頭の数字は提案次数を表す。新法のもとでの第1次提案は便宜上第3次提案とした。		
		2 印刷ページ数を節約するため、全ての文字を打ち出してはいない。		
		3 最終結果で、Aは地域再生計画に盛り込むもの、Bは全国的に対応するもの(B-1は2004年度中、B-2は2005年度中)、Cは対応不可		
		D-1は現行制度で対応可能なもの、D-2は特区で実現できるもの、D-3は地域再生計画で実現できるもの。Eは事実誤認。Fは担当外。Tは特区で検		